

議案第 6 号

守谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例

守谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年
守谷市条例第 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 24 年 3 月 8 日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
6 号	1

守谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

守谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年守谷市条例第2号。以下「平成18年改正条例」という。）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「給与月額のほか」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、給料月額のほか」に、「額）」を「額。以下この項において同じ。）からその差額に相当する額に100分の50を乗じて得た額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円）を減じた額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
（平成24年4月1日における号級の調整）
- 2 平成24年4月1日において42歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号級を受ける職員（以下「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給その他の号級の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして市規則で定める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（同日において36歳に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして市規則で定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次項及び附則第5項において「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年守谷町条例第1号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。
- 5 育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員に対する附則第2項の規定の適用については、同

項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額
は、当該号給に応じた額に、守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例（平成7年守谷町条例第1号）第2条第4項の規定により定め
られたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除
して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（平成25年4月1日における号給の調整）

6 平成25年4月1日において平成18年改正条例附則第7項の
規定による給料に関する状況を考慮して市規則で定める年齢に満た
ない職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当
該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整
の状況を考慮して調整の必要があるものとして市規則で定める職員
の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がない
ものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給
とする。

7 附則第3項から第5項までの規定は、前項の場合について準用す
る。この場合において、附則第3項中「前項」とあり、及び附則第
5項中「附則第2項」とあるのは、「附則第6項」と読み替えるも
のとする。

（市規則への委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に
関し必要な事項は、市規則で定める。

議案	頁数
6号	2

提案理由（議案第 6 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成23年9月の人事院勧告に準じ、給与構造改革による経過措置額について、平成24年度は2分の1（上限1万円）を減額することとし、及び当該措置を平成25年4月1日に廃止することとし、並びに若年・中堅層を中心に給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給を回復させるため、守谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則 (号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(守谷市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年守谷市条例第29号。第1号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者)にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(市規則で定める職員を除く。)には、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(守谷市職員の給与に関する条例附則第24項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額。以下この項において同じ。)からその差額に相当する額に100分の50を乗じて得た額(その額が10,000円を超える場合にあつては、10,000円)を減じた額を給料として支給する。</p> <p>(1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34</p>	<p>附 則 (号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(守谷市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年守谷市条例第29号。第1号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者)にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(市規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(守谷市職員の給与に関する条例附則第24項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。</p> <p>(1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34</p>